

前高特

学校再開にあたってのガイドライン

1 健康管理の徹底

- ・職員と生徒はマスクを着用する。
- ・自転車で通学する生徒は、自転車での走行中はマスクを外してもよい。
- ・生徒は毎朝、家庭にて検温し、健康観察表を記入・持参して登校する。
- ・登校したら、各学年の玄関前にて、学年の担当教員による非接触型体温計による検温を受け、37.0度未満であると確認したら校舎内に入る。
- ・37.0度以上の場合は、汗を拭き取ったり、涼ませて落ち着いてから再度検温する。腋下体温計を使用し、それでも37.0度以上の場合は下校させる。（平熱を把握した上でその場の状況で判断）
 - 保護者の送迎で登校している生徒は保護者に連絡をして迎えに来てもらう。
 - 自転車やバス等の自力通学の生徒はその時の状況に応じて対応する。迎えを待つ場合には保健室等で待機する。
- ・生徒は校舎内に入ったら、石けん・流水による手洗いをを行い、自分専用のハンカチで手を拭く。
- ・学校内での手洗いは、登下校時、授業後、トイレ使用后、弁当摂取前後に確実に徹底して行えるように教員が声かけ・見守りをする。
- ・食事中はおしゃべりをしないで、対面にならないようにする。
- ・各自、毎日水筒を持参させ、水分補給を十分行えるようにする。
（夏期は、茶や水とスポーツドリンクというように必ず2本用意するよう指導している。）
- ・3密の回避と施設の消毒・換気に努める。
- ・衛生用品の確保
 - マスクについて
 - ・生徒へ配付：不織布マスク50枚（県教委より配付）
布マスク2枚（文科省より配付）
 - ・職員へ配付：不織布マスク20枚（県教委より配付）
布マスク2枚（文科省より配付）
 - ・校内に予備のマスク保管（5000枚以上）
（県教委より配付の残り、日華議員懇談会・コストコより寄付のもの）

2 感染発生時（濃厚接触者を含む）の対応

- ・特別支援学校の場合は、基礎疾患や医療的ケアのある生徒が在籍していることから、発生が確認された場合は原則臨時休業。（県教委の指示による）

3 授業毎のチェック

●授業開始直前になったら

□対角線上にある窓とドアを15cm以上開けたままにして授業を行う。

●授業中

□生徒との身体的距離をできるだけ1m～2m確保する。

□1対1での会話時、真正面を避けて会話する。

□体調不良の生徒がいないか確認する。体調不良の生徒は保健室へ。

(観察項目：顔色・様子・訴え・熱っぽさ・咳や鼻水・倦怠感・息苦しき)

●授業終了5分前になったら

□次の授業開始まで窓とドアを全て全開にして換気する。

□石けんと流水による手洗いをさせる。

□トイレに行く生徒は、トイレ使用後石けんと流水による手洗いをさせる。

□各自持参してきた水筒による水分補給をさせる。

(熱中症や脱水予防のため、のどの乾きが消失するまで飲ませる)

4 施設内の消毒（基本は放課後に教員が実施）

●消毒液による拭き取り掃除

- ・消毒液は保健室で作成し、常時、職員室真ん中の棚の上に設置しておく。
（拭き取り掃除用物品：消毒液（8本）・キムタオル（ペーパータオル））
- ・一方向に拭き取り掃除をして、一度拭いた場所は再拭き取りしないように注意する。
- ・学年の職員が、使用した教室や玄関、水道、トイレの拭き取り掃除を行う。

★教室棟について（授業終了後、できるときに担当教員が実施）

- ・水道の蛇口や電気のスイッチ等、生徒が触ったところを、拭き取り掃除をする。

教室内：机・椅子・黒板消し・ドアの手が触れる場所・窓の取っ手・電気のスイッチ・電話

水道：蛇口・ハンドソープの容器全体・手指消毒スプレーの容器全体

トイレ：ドアノブ・水道の蛇口・ハンドソープの容器全体・各個室トイレのドアノブ・便器の水洗レバー・トイレットペーパー設置の布カバー

玄関：ドアノブ

更衣室：ドアノブ

★実習棟について

- * 作業後や放課後等を使って、担当教員が拭き取り掃除を行う。